

議 員 各 位

以下の事案について、職員の処分を下記のとおり行いましたのでお知らせいたします。

記

事案

(1)所属部名	(2)職名	(3)年齢	(4)処分内容
当事者			
教育委員会	副主幹	53 歳	停職 1 月
(5)処分年月日	平成 28 年 5 月 31 日		
(6) 処分に至った事実の概要			
<p>被処分者は、平成 26 年 4 月から、当時の部下職員に対し、日常的に、無視する、大声で叱責する、夜間や休日にメールや電話をする等の行為を行い、平成 27 年度には、仕事の放棄の指示、自殺をほのめかす行為等の常軌を逸した行動も行っていたことが確認された。</p> <p>これらの一連の行為は、パワーハラスメントに該当する行為であり、理由の如何を問わず、被害職員に継続的に精神的な苦痛を与え、その働く環境を悪化させたものであり、決して許されるべきものではない。</p> <p>本市では、ハラスメント防止に関する指針を策定し、全庁的にその防止に取り組む中、被処分者の行為は、全く軽率の極みであり、公務員として認識の欠如は甚だしいものである。</p> <p>被処分者の行為は、地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号（職務上の義務違反）に該当し、市民の行政に対する信用を大きく損なうものである。</p> <p>従って、その責任は非常に重いものであり、当該処分に及んだ。</p>			

【担当】

行政部次長兼人事課長

堀内 威宏

265-4141 (内線) 5322

教育委員会次長兼教育政策課長

原 昭雄

265-4141 (内線) 5661